

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年7月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のために>

○オホーツクところ合唱団様（常呂町） 5,000円

### <故人が生前お世話になったため>

○今村 幸雄様（端野町）	50,000円	○芳賀 季美子様（端野町）	30,000円
○故渡辺 幸子様（端野町）	20,000円	*坂本 剛様（端野町）	
○曾我 和子様（留辺蘂町）	10,000円	○高田 豊道様（留辺蘂町）	10,000円
○岡田 哲子様（留辺蘂町）	10,000円		

### <第302回フコク生命チャリティーコンサートの募金の一部を福祉推進のために>

○富国生命保険相互会社北見支社様（北5条西） 55,893円